

堺市立百舌鳥支援学校 いじめ防止対策基本方針

令和8年4月28日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 いじめに対する基本認識

学校はすべての児童生徒にとって、安心して学ぶことができる居場所でなければならない。本校のすべての教職員は「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こり得る」「誰もが被害になり得るもの」「誰もが被害者にも加害者にもなり得るもの」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と子どもに寄り添った粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 未然防止に向けて

本校は知的障害のある児童生徒のための支援学校として、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもたち一人ひとりが違いや自他の存在を認め合い、尊重しあうことによって、いじめを許さない集団づくりに努める。
- (2) 教科学習・特別活動・自立活動を通して、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また対等で豊かな人間関係を築くために、規範意識や集団の在り方・適切な人間関係等についての学習を深められるようにする。
- (3) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、相談しやすい環境をつくる。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (6) 子ども理解、障害特性などに関する教員研修の充実を図る。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 保健指導などで、ストレスを発散させる方法を学習しておく。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。そのために常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的(学期毎等)に点検し、振り返りや整理をして改善充実を図る。

- (1) 定期的にいじめ対応チェックシートを活用する。
- (2) 保護者と情報を共有する。
- (3) 関係諸機関、相談支援員、放課後等デイサービス等の福祉サービス担当者と情報を共有し、連携に努める。

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。学校は事実に基づき、子どもや保護者に面談等により説明責任を果たす。
- (2) 学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめをした子どもには、行為の善悪を理解させる。教職員はいじめたとされる児童生徒にも寄り添い、いじめに向かわせない心情や態度を育成する。
- (4) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

6 「人権擁護委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、部主任、教務、コーディネーター、生徒指導主任、人権教育担当を構成員とし、「人権擁護委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「人権擁護委員会」と直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係する子どもから事情を聴き取りを行う等して、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 教頭は、いじめの問題等に関する情報を集約し、指導記録を保存する。
- (4) 必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応する。またいじめ問題への対応として、「いじめ問題への対応」をテーマにした校内研修を実施する。

※重大事態への対処について、上記「5 早期解決に向けて・6 人権擁護委員会の設置」を踏まえ、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

文部科学省「学校用重大事態対応フロー図」(5ページ参照)

7 ネット上のトラブル対応について

PC(一人一台タブレット含む)、携帯電話、スマートフォンの児童生徒の生活範囲への浸透に伴い、インターネット(SNS・LINE含む)等をりようしたいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくくなっているため、以下の取り組みを進める。

- (1) 高学年部・中学部を対象にネットいじめ予防の取組みをし、ネット上のトラブルの未然防止に努める。
- (2) 保護者においてもネット上のトラブルの未然防止についての理解を求める。
- (3) ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (4) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて関係機関にその要請を行ったり、法務局または警察の協力を求める。教育委員会にも報告を行う。
- (5) 子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめは、児童生徒や保護者から、いじめられたという申立てがあった時は、その時点で学校は重大な事態が発生したものと受け止め、必要な措置を取る（教育委員会への報告等）。
- (2) からかいや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (3) いじめを知らせてきた子どもの安全は十分に確保すること。いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。（傍観者への対応）
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。（観衆への対応）
- (5) いじめ対策基本方針は、学校の実態に合わせ必要に応じて見直しを図ること。

9 いじめ防止に関する年間計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	担当者・関係機関など
4	入学式 家庭訪問	いじめ防止研修 チェックシートの実施 校内人権研修 学級開き 教育相談 【随時】担当者会議・ケース会議	管理職 生徒指導主任 コーディネーター 部主任 子ども相談所 子育て支援課 支援教育課
5	PTA 総会 学習参観 火災避難訓練 校外学習 歩行学習 学校体験	【随時】担当者会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
6	中2宿泊学習 参観 プール学習 校外学習 学校体験	校内人権擁護委員会 【随時】担当者会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
7	個人懇談会 終業式 小4・5宿泊学習	【随時】担当者会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年

月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	担当者・関係機関など
8		【随時】 担当国会議・ケース会議 堺人権研究大会	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
9	始業式 音楽鑑賞会 参観	【随時】 担当国会議・ケース会議 校内人権擁護委員会	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
10	校外学習 中1 合同スポーツ大会 中3・小6 修学旅行	【随時】 担当国会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
11	体育発表会 歩行学習	【随時】 担当国会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
12	ロング社会生活・課題別 個人懇談会 終業式	【随時】 担当国会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
1	始業式 音楽発表会 歩行学習	【随時】 担当国会議・ケース会議 校内人権擁護委員会 校内人権研修	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
2	社会生活デイ 地震土砂災害避難訓練 参観 懇談会	【随時】 担当国会議・ケース会議 校内人権擁護委員会 人権擁護委員会	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年
3	ロング課題別 卒業式 修了式	【随時】 担当国会議・ケース会議	生徒指導主任 コーディネーター 部主任 担当学年

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力